

別表第1（第16条関係）

種別	種目	対象者	性能	基準額（円）	耐用年数
介護訓練 支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上で18歳以上の者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として身体障害者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000	8年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を必要とする身体障害者（身体障害児の場合は2級を含む。）、及び重度又は最重度の知的障害者（児）。ただし、原則として3歳以上の者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600	5年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を要する身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、身体障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）で、入浴に当たり家族等他人の介助を要する者。ただし、原則として3歳以上の者	身体障害者（児）を担架に乗せたままマリフト装置により入浴させるもの	82,400	5年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）で、下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する者。ただし、原則として学齢児以上の者	介助者が身体障害者（児）の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000	5年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）。ただし、天井走行型その他住	介護者が身体障害者（児）を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住	159,000	4年

		ただし原則として宅改修を伴うものを除く。 3歳以上の者		
訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児で原則として3歳以上の者	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	33,100	5年
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）で原則として学齢児以上の者	腕又は脚の訓練等ができる器具を備えたもの	159,200	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具 下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害者（児）で入浴に介助を必要とする者。ただし、改修を伴うものを除く。 原則として3歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障害者（児）又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000	8年
便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	身体障害者（児）が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	4,450 手すりをつけた場合 5,400	8年
T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者（児）で、つえにより歩行機能が補完されるもの。ただし、原則として学齢児以上の者	身体障害者（児）が容易に使用し得るもの	4,460	3年
移動・移乗支援用具 （歩行支援用具）	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者（児）で、家庭内の移動等において介助を必要とする者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ① 身体障害者（児）の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの ② 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当	60,000	8年

		たり住宅改修を伴うものを除く。		
頭部保護帽	平衡機能又は下肢 若しくは体幹機能 に障害を有し、歩 行や立位が不安定 で頻繁に転倒する 恐れのある身体障 害者（児）。又は、 重度又は最重度の 知的障害者（児） 若しくは精神障害 者２級以上で、て んかんの発作等に より頻繁に転倒す る者	転倒の衝撃から頭部を保護できる もの	１２，１６０	３年
特殊便器	① 上肢障害２級 以上の身体障害 者（児）で原則 として学齢児以 上の者 ② 重度又は最重 度の知的障害者 （児）で訓練を 行っても自力で の排便後の処理 が困難な者。た だし、原則とし て学齢児以上の 者	足踏ペダル等にて温水温風を出し 得るもの及び知的障害者（児）を介 者（児）で原則 として学齢児以 上の者 ただし、取替えに当たり住宅改修を伴 うものを除く。	１５１，２００	８年
火災警報器	障害等級２級以上 の身体障害者（児） 又は重度若しくは 最重度の知的障害 者（児）。（それで自動的に消火液を噴射し、初期火 災を消火し得るもの 知及び避難が著し く困難な者のみの 世帯又はこれに準 ずる世帯）	室内の火災を煙又は熱により感知 し、音又は光を発し屋外にも警報ブ ザーで知らせ得るもの	３０，０００	１０年
自動消火器	最重度の知的障害 者（児）。（それで自動的に消火液を噴射し、初期火 災を消火し得るもの 知及び避難が著し く困難な者のみの 世帯又はこれに準 ずる世帯）	室内温度の異常上昇又は炎の接触 を消火し得るもの	２８，７００	８年
電磁調理器	① 視覚障害２級 以上で１８歳以 上	視覚障害者又は知的障害者が容易 に使用し得るもの	４１，０００	６年

		上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯） ② 重度若しくは最重度の知的障害者で18歳以上の者		
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	7,000 10年
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上の者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400 10年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者。ただし、原則として3歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500 5年
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められる者	身体障害者（児）が容易に使用し得るもの	36,000 5年
	電気式タン吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められる者	身体障害者（児）が容易に使用し得るもの	56,400 5年
	吸引吸入両用器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者（児）であって、必要と	身体障害者（児）が容易に使用し得るもの	72,800 5年

		認められるもの		
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	157,500 5年
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う18歳以上の者	身体障害者が容易に使用し得るもの	17,000 10年
	盲人用体温計（音声式）	視覚障害2級以上の視覚障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	9,000 5年
	盲人用体重計	視覚障害2級以上の視覚障害者で18歳以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	18,000 5年
	盲人用血圧計	視覚障害2級以上の視覚障害者で18歳以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	15,000 6年
情報意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者は肢体不自由者であって、発語・発声に著しい障害を有する者で、原則として学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、身体障害者（児）が容易に使用し得るもの	98,800 5年
	情報・通信支援用具	上肢機能障害2級又は視覚障害2級以上の身体障害者（児）	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト等	100,000 5年
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚	文字等のコンピュータの画面情報	383,500 6年

プレイ	障害の重度重複障害者（原則として視覚障害２級かつ聴覚障害２級以上）で必要と認められる１８歳以上の者	を点字等により示すことのできるもの		
点字器（標準型）	視覚障害２級以上の視覚障害者（児）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもので次のとおりとする。 ア 両面書真鍮板製 イ 両面書プラスチック製	ア １０，４００ イ ６，６００	７年
点字器（携帯型）	視覚障害２級以上の視覚障害者（児）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもので次のとおりとする。 ア 片面書アルミニウム製 イ 片面書プラスチック製	ア ７，２００ イ １，６５０	５年
点字タイプライター	視覚障害２級以上の視覚障害者（児）で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	６３，１００	５年
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害者２級以上の視覚障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	① 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	音再生機 ８５，０００	６年
		① 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	再生専用機 ３５，０００	
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害２級以上の視覚障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	９９，８００	６年
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	１９８，０００	８年

	る者。ただし、原則として学齢児以上の者			
盲人用時計	視覚障害２級以上で１８歳以上の者。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障害者が容易に使用し得るもの	触読式 １０，３００ 音声式 １３，３００	１０年
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者（児）又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーションの手段として必要と認められる者。ただし、原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器又は持ち運びが容易にできるスピーカーで、聞き取りづらい高音域や周囲の雑音を抑えた音で対話が支援できる機器であり、障害者（児）が容易に使用できるもの	７１，０００	５年
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	８８，９００	６年
人工喉頭	喉頭摘出者	咽頭を摘出したことにより、音声機能を喪失した者に対して用いられる代用音声の用具で、障害者（児）が容易に使用し得るもの	７０，１００	５年
人工内耳用電池	人工内耳装用者	人工内耳装用者が使用するもの	使い捨て ２，５００／月	—
			充電式 １５，０００	２年
人工内耳体外装置	次の各項のいずれにも該当する者。 １ 人工内耳埋込手術を受けてい	人工内耳用音声信号処理装置（受信マイクrohホン、送信コイル、送信ケーブル、マグネット、及び接続ケーブル等で、聴覚障害者（児）が容	１１０万	５年

	る聴覚障害者易に使用し得るもの。ただし、医療（児）で、現に保険が適用できるときは、これを給装用している体付しない。） 外装置が5年以上経過している者。ただし、障害児については、心身の成長、生活環境の変化及び教育上の必要性等を考慮し、新たな体外装置の給付が真に必要なと認められる場合はこの限りではない。 2 市の住民基本台帳に引き続き1年以上登録されている者			
福祉電話（貸与）	難聴者又は外出困難な身体障害者（原則として2級以上）であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	障害者が容易に使用し得るもの		—
ファクシミリ（貸与）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者。ただ	障害者が容易に使用し得るもの	7, 700	—

		し、電話（福祉電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯		
	点字図書	宇城市障害者地域生活支援事業実施要綱第4章第3節に定める。		
	視覚障害者 用地デジ対 応ラジオ	視覚障がい2級以上の身体障害者（児）。原則として学齢児以上のもの。	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	29,000 6年
排泄管理 支援用具	ストマ装具	人工肛門又は人工膀胱造設者	大腸の切除等により人工肛門又は人工膀胱を造設した者が身体に装着して排泄物を溜める用具で、障害者が容易に使用し得るもの	蓄便袋 月額8,600 蓄尿袋 月額11,300
	紙おむつ等	3歳以上であつて次のいずれかに該当する者。 ① 皮膚の状態によりストマ装具が装着できない者並びに先天性疾患に起因する神経障害又は先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便・排尿機能障害のある者 ② 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排便若しくは排尿の意思表示が困難な者	紙おむつ等（紙おむつ・サラシ・ガーゼ等衛生用品） 洗腸用具	月額12,000 半年24,000
	収尿器	脊椎損傷等により排尿が困難な者	排尿を自分の意志でコントロールすることができず、常時失禁状態にある者の収尿のための用具	男性用 普通型 7,700 簡易型 5,700 1年

				00 女性用 普通型 8, 5 00 簡易型 5, 9 00	
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	宇城市障害者地域生活支援事業実施要綱第4章第2節に定める。			

別表第2（第16条関係）

種別	種目	対象者	性能	基準額（円）	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600	5年
	特殊寝台	同上	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部又は脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000	8年
	特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000	5年
	体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000	5年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害がある者	介護者が難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000	4年
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害がある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200	8年
	自立生活支援用具	常時介護を要する者	難病患者等が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）	4,450 手すりをつけた場合 5,400	8年
	入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	90,000	8年
	歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ等であって、難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具	60,000	8年

			となるもの		
	特殊便座	上肢機能に障害がある者	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200	8年
	自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者のみ の世帯及びこれに準ずる世帯	室温の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700	8年
在宅療養 等支援用 具	電気式タン 吸引器	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	56,400	5年
	ネブライザ ー	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	36,000	5年
	吸引吸入両 用器	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	72,800	5年
	動脈血中酸 素飽和度測 定器（パル スオキシメ ーター）	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	157,500	5年
住宅改修 費	居宅生活動 作補助用具	宇城市障害者地域生活支援事業実施要綱第4章第2節に定める。			